

働く方 と 事業主 の間の

トラブル解決の  
お手伝いをします。

費用は  
無料

秘密は  
厳守

# 労働相談& あっせん

社員が転勤に  
応じてくれない。

給料や残業代を払ってくれない。

給料を下げられた。

解雇理由に  
納得してくれない。

解雇されたが理由が  
納得できない。

相 談

## 長崎県労働相談情報センター

労働問題アドバイザー(月1回は弁護士)が、労使間のトラブルについて一緒に解決方法を考えます。

相談者があっせんを利用したい場合

あっせん

## 長崎県労働委員会

労働委員会は労使間のトラブルを解決するために、法律によって設けられた行政機関です。

OK!



『あっせん』とは？

あっせん員（弁護士・労働組合役員・会社経営者など）が当事者双方から丁寧に話を聞き、トラブルの円満な解決をお手伝いする制度です。

誰でも利用できますか？

長崎県内の事業所で働く方、事業主の方はどなたでもご利用でき、**費用は無料**です。

どうすれば利用できますか？

県の労働相談情報センターの相談員にあっせんの希望を伝えていただくか、直接労働委員会に申出書をご提出ください。（様式は、労働委員会のホームページに掲載）

相手が応じない場合は？

裁判とは異なり強制力はありませんが、応じていただくように、あっせん員が粘り強く調整に努めます。

どのように進められますか？

当事者双方から個室でお話を聞きながら進め、**秘密は厳守**します。要望があれば、最後まで相手方と対面せずに行うことも可能です。

どれくらい日数がかかりますか？

**早期解決**を目指しており、過去10年間では、平均45日で終結しています。



労働  
相談先

## 長崎県長崎労働相談情報センター

〒850-8570 長崎市尾上町3-1長崎県庁 行政棟5階



0120-783-258 又は 0120-783-369

TEL 095-821-1457 又は 095-820-0166

（土日・祝祭日、年末年始はお休みです）

あっせん  
問合せ先

## 長崎県労働委員会事務局

〒850-8570 長崎市尾上町3-1長崎県庁 行政棟7階

TEL 095-822-2398

（土日・祝祭日、年末年始はお休みです）



労働  
相談先

## 長崎県佐世保労働相談情報センター

〒857-8502 佐世保市木場田町3-25 県北振興局本館4階

（毎週水曜日（祝祭日を除く）に開設しています）

※電話相談はすべて長崎労働相談情報センターで対応しています。

まずは

**お気軽に電話でご相談ください**

